

## 平成 年度施設名の管理に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）と指定管理者名（以下「乙」という。）とは、平成 年 月 日に締結した施設名の管理に関する包括協定書第 条の規定に基づき、平成 年度の施設名の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）に関し、次の条項により協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、施設名の指定管理者として乙が行う平成 年度の管理業務について必要な事項を定めるものとする。

### （事業計画）

第2条 平成 年度における管理業務の内容は、別紙に定める事業計画書のとおりとし、乙は計画に沿って管理業務を行わなければならない。

### （指定管理料）

第3条 甲が乙に支払う指定管理料の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

### （疑義等の解決）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項で必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

以上の協定締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山口県  
山口県知事

乙